

公 募 公 告 【有償公募】

下記のとおり公告に付する。

記

- 1 公募に付する事項：国有財産の使用許可を受けて喫茶又は理髪の経營業務を希望する者。
- 2 対 象 施 設：門司港湾合同庁舎地下1階（所在地 北九州市門司区西海岸1-3-10）
- 3 使 用 許 可 期 間：令和6年4月1日～令和11年3月31日
なお、使用許可期間は必要に応じて、原則として一度に限り更新することができる。
- 4 国有財産の使用許可：経營業者に決定された者は、国有財産の使用許可を得て、国有財産使用料を納付する。（光熱水料は別途支払い。）
- 5 募 集 業 者 数：経營業務毎に1業者。
- 6 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項
 - (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
 - (3) 国税及び地方税を完納していること。
 - (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な使用許可条件の履行が確保されるものであること。
 - (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
 - (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
 - (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
 - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
 - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
 - (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
 - (11) 暴力団又は暴力団員及び(7)から(10)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
 - (12) 7の公募説明に参加した者であること。
- 7 公募説明
 - (1) 日時：令和5年10月27日（金）から令和5年11月27日（月）までの
平日 8：30～12：15、13：00～17：15（随時説明）
（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に規定される休日を除く。）
※ただし、来庁予定日時の事前連絡を要する。
 - (2) 場所：〒801-8511 北九州市門司区西海岸1-3-10
門司税関総務部会計課国有財産係（門司港湾合同庁舎3階）
電話 050(3530)8325（担当者：岩本）
- 8 公募参加申請書の提出
 - (1) 提出先 7の場所に同じ
 - (2) 提出期限 令和5年11月29日（水）17：15
 - (3) 受付時間 平日 8：30～12：15、13：00～17：15
（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に規定される休日を除く。）
 - (4) 提出方法 直接提出（郵送の場合は書留とする）。期限を過ぎた提出は無効とする。
- 9 経營業者の決定方法
企画提案書等の内容を審査して決定する。
- 10 公募参加申請書の無効等
本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の公募参加申請書は無効とする。

以上、公告する。

令和5年10月27日

門司税関長 末永 広